

コミュニティホール七間町設置要綱 目次

- 第1条 設置
- 第2条 管理運営
- 第3条 運営協議会
- 第4条 事業
- 第5条 開館時間
- 第6条 休館日
- 第7条 利用の許可
- 第8条 利用の不許可
- 第9条 利用料の納付
- 第10条 利用料の減額又は免除
- 第11条 利用料の不還付
- 第12条 利用の目的の変更等の禁止
- 第13条 特別の設備等
- 第14条 利用の取消し等
- 第15条 必要措置の命令等
- 第16条 原状回復の義務
- 第17条 損害賠償の義務
- 第18条 委任

- 別表 施設利用料
- 施設備品等利用料
- 利用料納期限

コミュニティホール七間町設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人静岡市まちづくり公社は、静岡市中心市街地におけるまちづくり支援活動等に資するため、次の施設を設置する。

名 称	所 在 地
コミュニティホール七間町	静岡市葵区七間町12番地の4

(管理運営)

第2条 施設の管理運営は、公益財団法人静岡市まちづくり公社（以下「管理者」という。）が行うものとする。

(運営協議会)

第3条 地域コミュニティ機能の再生及び施設の円滑な管理運営を推進するため、次のとおり運営協議会を設置する。

(1) 構成及び定数 構成及び定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------------|----|
| ① 七間町名店街を代表する委員 | 1名 |
| ② 七間町周辺地区自治会を代表する委員 | 1名 |
| ③ 静岡市を代表する委員 | 1名 |
| ④ 管理者を代表する委員 | 1名 |

(2) 協議事項

- ① センターの運営に関する事項
- ② その他協議会が必要とする事項

(3) 開催時期

- ① 定例会は、7月、11月、3月に開催する。
- ② ただし、管理者が必要と認めるときは、臨時会を開催することができる。

(事業)

第4条 第1条の表に掲げるコミュニティホール七間町（以下「施設」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ機能の向上に関すること。
- (2) まちづくりに関する情報発信に関すること。
- (3) まちづくり事業の推進に関すること。
- (4) 施設及び設備の利用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めること。

(開館時間)

第5条 施設の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。なお、貸ホール、貸会議室、1階ギャラリーの専用利用に関しては、午後10時までとする。

2 ただし、管理者が必要であると認めるときは、これを変更できるものとする。

(休館日)

第6条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときはこれを変更し、又は臨時に休館できるものとする。

- (1) 水曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第7条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- (2) その団体の構成員等が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び付属設備を損傷するおそれ、その他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(利用料の納付)

第9条 第7条第1項の規定により施設の利用許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）は、別表に定める利用料を定められた期限までに納付しなければならない。

(利用料の減額又は免除)

第10条 管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の不還付)

第11条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 別に定める期限までに利用の許可の取り消しを申し出て、管理者が相当の理由があると認めるとき。

(利用の目的の変更等の禁止)

第 12 条 施設利用者は、利用の目的を管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第 13 条 施設利用者は、施設に特別の整備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ管理者の許可を受けたときは、この限りではない。

(利用の取消し等)

第 14 条 管理者は、施設利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用の許可条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく要領に違反したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、管理者が必要であると認めるとき。

(必要措置の命令等)

第 15 条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、施設利用者に対し必要な措置をとるべきことを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第 16 条 施設利用者は、施設の利用が終了したとき、又は第 14 条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 17 条 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第9条関係）

1 施設利用料

※消費税込価格

施設名	面積	通常利用料金			通し利用料金		
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
貸ホール(1階)	249 m ²	10,500 円	14,000 円	14,000 円	24,500 円	28,000 円	38,500 円
会議室 1(2階)	36 m ²	3,750 円	5,000 円	5,000 円	8,750 円	10,000 円	13,750 円
会議室 2(2階)	40 m ²	3,750 円	5,000 円	5,000 円	8,750 円	10,000 円	13,750 円
1階ギャラリー	69 m ²	300 円	400 円	400 円	700 円	800 円	1,100 円

午前：9時～12時 午後：1時～5時 夜間：午後6時～午後10時

※貸ホール1時間あたり 3,500円 貸会議室1時間あたり 1,250円 1階ギャラリー1時間あたり 100円

※上記時間区分には、準備、撤収時間を含める。

2 施設備品等利用料

【ホール（1階）】

注：消費税込価格

区 分	1時間あたりの 利用料金
机（1～10脚まで）	50 円
椅子（1～50脚まで）	50 円
音響設備（1式）	100 円
マイク（1本）	100 円
プロジェクター	100 円
冷暖房	1,000 円

【会議室（2階）】

注：消費税込価格

区 分	1時間あたりの 利用料金
卓上音響設備（1式）	50 円
マイク（1本）	100 円
プロジェクター（スクリーン付）	50 円
50インチテレビ（1式）	100 円
冷暖房	200 円

3 利用料納期限

区 分	納 期 限
貸ホール	利用許可を受けた日から利用日の1カ月前まで
貸会議室	利用許可を受けた日から利用日の10日前まで
1階ギャラリー	